

八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱

平成19年3月30日決定

平成19年10月20日改正

平成29年4月1日改正

第1章 総則

(目的)

第1条

この要綱は、別表1に掲げる環境衛生関係法令（以下「関係法令」という。）の諸規定に基づく、営業許可の取消し、営業の停止その他必要な不利益処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定める。ただし、他に特別な定めがあるときは、この限りでない。

(基本原則)

第2条

保健所長は、処分を行うときは、時期を失することなく、的確かつ厳正に行わなければならない。

第2章 処分の適用

(必要措置命令等)

第3条

関係法令における必要措置命令等とは、別表2に掲げる関係法令の諸規定で定めた処分をいう。

2 必要措置命令等は、関係法令の諸規定で定めた場合に行う。ただし、特に具体的な定めがないときは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 営業施設の構造設備基準の違反に対し、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため必要があると認められるとき。

(2) 営業施設の維持管理基準その他営業行為の違反に対し、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため、特定の行為について作為又は不作為を命じる必要があると認められるとき。

3 必要措置命令等は、関係法令の諸規定で定めた期限及び範囲で行う。ただし、特に定めがないときは、その目的を達成するため必要な期限及び範囲を定めて行う。

(営業停止命令等)

第4条

関係法令における営業停止命令等とは、別表3に掲げる関係法令の諸規定で定めた処分をいう。

2 営業停止命令等は、関係法令の諸規定で定めた場合に行う。ただし、特に具体的な定めがないときは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 構造設備基準の違反に対し、前条に定める命令によって、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。

(2) 維持管理基準その他営業行為の違反に対し、前条に定める命令によって、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。

(3) 関係法令において前条に定める必要措置命令等の規定がなく、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図ることができないと認められるとき。

3 営業停止命令等の処分期間は、関係法令の諸規定で定めた期限で行う。ただし、特に定めがないときは、次の各号により行う。

(1) 構造設備上の措置事項違反等で物理的に改善可能なものは、当該是正措置を講じるのに必要と認められる相当の期間とする。

(2) 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の規定により、感染性の疾病にかかったことによる業務停止は、これらの危害発生が消滅するために要すると認められる相当の期間とする。

(3) その他前2号に掲げるもの以外の業務上の遵守事項違反に係るものは、5日以上40日未満とする。処分期間の加算又は減算を行う場合もこの範囲内で行う。

(処分期間の加算)

第5条

次の各号に該当するときは、営業停止命令等の処分期間を加算することができる。

(1) 過去の処分を受けた日から2年以内に、同種の違反条項により処分を受けたもの

(2) 違反内容が悪質で処分期間を加算する必要があるもの

2 前項の処分期間の加算は、第1号については、その期間の2分の1、第2号については、その期間の2分の1以内の範囲において行うものとする。

(処分期間の減算)

第6条

次の各号に該当するときは、営業停止命令等の処分期間を減算することができる。

(1) 当該違反行為について、他の法令による罰則の適用又は処分を受け、その執行が終わり、情状にしんしゃくすべきものがあるとき。

(2) 第9条に定める併合処分を行う場合であって、しんしゃくすべき情状があるとき又は他の処分に比して均衡を失すると認められるとき。

(3) その他、前2号に類するもので、しんしゃくする理由があると認められるとき。

(4) 処分が行われる以前に営業者において自主的に休業し、若しくは施設の一部又は関係設備の使用を停止し（以下、「自主休業等」という。）健康被害の拡大防止等の措置を行ったとき。

(5) 施設の構造設備及び維持管理上の問題で感染症等の事故を引き起こした場合であって、その原因が判明しており、危害の除去がなされ、再発のおそれがないとき。

2 前項の処分期間の減算は、第1号については、その期間の2分の1以内、第2号については、併科する処分期間のうち最も期間の短い違反に係る処分期間の3分の1以内、第3号については、その期間の3分の1以内、第4号については、自主休業等を行った日数、第5号については、その期間の3分の2以内とする。

（加算又は減算の取扱い）

第7条

前2条の規定により処分日数の加算又は減算に際して、加算すべき日数に端数があるときは、その端数を切り捨て、減算すべき日数に端数があるときは、これを切り上げる。

2 前2条の規定による処分日数の加算及び減算すべき事由が重なった場合は、加算規定のみを適用する。

（許可取り消し）

第8条

関係法令における許可取り消しとは、別表4に掲げる関係法令の諸規定で定めた処分をいう。

2 許可取り消しは、関係法令の諸規定で定めた場合に行う。ただし、特に具体的な定めがないときは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 30 日以上の営業停止命令等の処分を受けた後、6 月以内に更に同一事項の違反行為があったとき。

(2) 営業停止命令等の処分によって違反の状態が改善される見込みがなく、危害発生のおそれがあり、営業を継続させることが不適当と認めるとき。

(3) 違反内容が悪質で改善についての意欲がなく、営業上の安全確保の責任を持ち得ず、営業を継続させることが不適当と認められるとき。

3 公衆浴場法第 7 条に規定する、同法第 2 条第 4 項の規定により附した条件に違反し許可を取り消す場合とは、事前許可を受けた普通公衆浴場で、正当な理由なく許可条件として附された期日までに営業を開始しないときをいう。

第 3 章 複数処分の適用

(併合処分)

第 9 条

同種又は異なる二つ以上の違反がある場合は、各違反行為ごとに処分を行い、これを併合して適用（以下「併合処分」という。）する。

2 併合処分の中の一処分に許可取り消しがあるときは、他の処分は行わない。

(けん連違反)

第 10 条

違反の手段又は結果が他の処分事項にも該当する場合は、その最も重い事由について処分を行う。

第 4 章 処分の手続

(報告)

第 11 条

保健所長は、処分の執行をしたときには、速やかに市長に報告するものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第 12 条

保健所長は、処分を執行しようとする場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び八王子市行政手続条例（平成 7 年八王子市条例第 28 号。以下「行政手続条例」という。）の規定に基づき、次の各号の区分に従い、意見陳述のための手続を経るものとする。ただし、公益上、緊急に処分を行う必要があるときは、当該手続を経ずに行うことができる。

(1) 聴聞

- ア 許可取り消し
 - イ その他保健所長が必要と認めるとき
- (2) 弁明の機会の付与
- 前号に該当しないもの

第5章 罰則の適用

(告発)

第13条

本要綱に基づく処分のほか、関係法令に定める罰則を適用する必要があると認めたときは、捜査機関あて書面により告発するものとする。

第6章 その他

(実施要領)

第14条

この要綱の取扱実施要領は、別に定める。

(基準の細目)

第15条

この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用上必要があるときは、別途処分事由ごとに基準の細目を定めることができる。

附則（平成19年3月30日決定）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年10月20日改正）

この要綱は、平成19年10月20日から施行する。

附則（平成29年3月31日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第1条関係、不利益処分の根拠となる法令）

理容師法（昭和22年法律第234号）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

温泉法（昭和23年法律第125号）

興行場法（昭和23年法律第137号）

旅館業法（昭和23年法律第138号）

公衆浴場法（昭和23年法律第139号）

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）
美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）
水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
動物質原料の運搬等に関する条例（昭和 33 年東京都条例第 3 号）
八王子市プールの衛生管理に関する条例（平成 19 年八王子市条例第 27 号）
八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 19 年八王子市条例第 28 号）

別表 2（第 3 条関係、必要措置命令等）
墓地、埋葬等に関する法律第 19 条に定める施設の整備改善命令、使用制限命令及び使用禁止命令
温泉法第 18 条第 5 項に定める変更命令
温泉法第 31 条第 2 項に定める利用制限命令及び措置命令（温泉利用施設に係るものに限る。）
旅館業法第 7 条の 2 に定める措置命令
化製場等に関する法律第 6 条の 2 に定める措置命令
化製場等に関する法律第 7 条に定める使用制限命令及び使用禁止命令
化製場等に関する法律第 8 条により準用する同法第 6 条の 2 に定める措置命令及び同法第 7 条に定める使用制限命令又は使用禁止命令
クリーニング業法第 10 条の 2 に定める措置命令
水道法第 36 条第 1 項に定める改善指示（専用水道に係るものに限る。）
水道法第 36 条第 2 項に定める勧告（専用水道に係るものに限る。）
水道法第 36 条第 3 項に定める措置の指示
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条に定める措置命令、使用停止及び使用制限
動物質原料の運搬等に関する条例第 19 条に定める措置命令
八王子市プールの衛生管理に関する条例第 9 条に定める措置命令
八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 10 条に定める措置の指示

別表 3（第 4 条関係、営業停止命令等）
理容師法第 10 条第 2 項に定める業務停止
理容師法第 14 条第 1 項に定める閉鎖命令
理容師法第 14 条第 2 項に定める閉鎖命令
興行場法第 6 条に定める営業停止命令

旅館業法第 8 条に定める営業停止命令
公衆浴場法第 7 条第 1 項に定める営業停止命令
クリーニング業法第 9 条に定める業務停止
クリーニング業法第 11 条に定める営業停止命令、閉鎖命令及び使用停止命令
美容師法第 10 条第 2 項に定める業務停止
美容師法第 15 条第 1 項に定める閉鎖命令
美容師法第 15 条第 2 項に定める閉鎖命令
水道法第 37 条に定める給水停止命令(専用水道と簡易専用水道に係るものに限る。)
動物質原料の運搬等に関する条例第 19 条に定める営業停止命令及び使用停止命令
八王子市プールの衛生管理等に関する条例第 9 条に定める使用停止命令
八王子市小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 11 条に定める給水停止命令

別表 4 (第 8 条関係、許可取り消し)

墓地、埋葬等に関する法律第 19 条に定める許可取り消し
温泉法第 31 条第 1 項に定める許可取り消し
興行場法第 6 条に定める許可取り消し
旅館業法第 8 条に定める許可取り消し
公衆浴場法第 7 条第 1 項に定める許可取り消し
化製場等に関する法律第 7 条に定める許可取り消し
化製場等に関する法律第 8 条により準用する同法第 7 条に定める許可取り消し
動物質原料の運搬等に関する条例第 19 条に定める許可取り消し
八王子市プールの衛生管理等に関する条例第 10 条に定める許可取り消し